

# 《長期収載品（先発医薬品）の選定療養費化について》

～ 厚生労働省の決定により、一部の先発医薬品に特別料金が発生することになります ～

当クリニックは一般名にて処方を行っておりますが、医療上の必要性や供給上の問題が無いにもかかわらず、ご本人の希望によって、薬局において先発医薬品が調剤された場合には、令和6年10月より、『後発医薬品との差額の4分の1に相当する金額』を『選定療養費』として自己負担していただく場合があります（選定療養費には、別途、消費税がかかります）。

これを機に、後発医薬品の積極的なご利用をお願い致します。

なお、生活保護受給者の方は、ご本人の希望による先発医薬品の調剤が既に不可となっているため、今回の制度には該当しません。

厚生労働省によれば、長期収載品の選定療養費化は、先発医薬品への集中を防止することによって、後発医薬品の需要拡大・供給の安定化を図り、その結果、製薬業界が全体として、更なる革新的・画期的な医薬品を開発出来るようにするための措置・政策ですので、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。